

議案第99号

瀬戸内市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年11月27日 提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年瀬戸内市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行う同法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事及び同条第3号に規定する特定盛土等に関する工事並びに同法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行う同法第2条第3号に規定する特定盛土等に関する工事である造成工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年瀬戸内市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第21条 次に掲げる造成工事については、第15条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条の宅地造成工事規制区域内において行う同法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事である造成工事</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第21条 次に掲げる造成工事については、第15条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行う同法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事及び同条第3号に規定する特定盛土等に関する工事並びに同法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行う同法第2条第3号に規定する特定盛土等に関する工事である造成工事</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
瀬戸内市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(平成24年瀬戸内市規則第8号—2)
の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第7条第1項の表に掲げる図面(崖面崩壊防止施設の断面図及び崖面崩壊防止施設の背面図を除く。)
- (3) 岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和43年岡山県規則第31号)第4条第1項各号に掲げる書類(同項第2号から第4号まで、第8号及び第9号に掲げる書類を除く。)

第11条中「及び同項第6号の規則で定める技術的基準は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の技術的基準の例による」を「は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)第16条第1項に定める技術的基準とする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第15条第1項第6号の規則で定める技術的基準は、政令第8条から第13条まで及び第15条第1項に定める技術的基準とする。

第12条中「宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。次条第1号において「宅造政令」という。)第17条各号」を「政令第21条各号」に改める。

第13条第1号中「宅造政令第18条第1号から第4号まで」を「政令第22条第1号から第4号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

瀬戸内市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(平成24年瀬戸内市規則第8号の2)新旧対照表

現行	改正後
<p>(経営許可申請書の様式及び添付書類)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第9条第2項第7号の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第4条第1項の表に掲げる図面</u></p> <p>(3) <u>岡山県宅地造成等規制法施行細則(昭和43年岡山県規則第31号)第4条各号に掲げる書類</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(造成工事の技術的基準)</p> <p>第11条 条例第15条第1項第2号の規則で定める技術的基準及び同項第6号の規則で定める技術的基準は、<u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の技術的基準の例による。</u></p> <p>(資格を有する者の設計によらなければならない措置)</p> <p>第12条 条例第15条第1項第7号の規則で定める措置は、<u>宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。次条第1号において「宅造政令」という。)</u>第17条各号に掲げる措置とする。</p>	<p>(経営許可申請書の様式及び添付書類)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第9条第2項第7号の規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第7条第1項の表に掲げる図面(崖面崩壊防止施設の断面図及び崖面崩壊防止施設の背面図を除く。)</u></p> <p>(3) <u>岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和43年岡山県規則第31号)第4条第1項各号に掲げる書類(同項第2号から第4号まで、第8号及び第9号に掲げる書類を除く。)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(造成工事の技術的基準)</p> <p>第11条 条例第15条第1項第2号の規則で定める技術的基準は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)</u>第16条第1項に定める技術的基準とする</p> <p>_____。</p> <p>2 <u>条例第15条第1項第6号の規則で定める技術的基準は、政令第8条から第13条まで及び第15条第1項に定める技術的基準とする。</u></p> <p>(資格を有する者の設計によらなければならない措置)</p> <p>第12条 条例第15条第1項第7号の規則で定める措置は、<u>政令第21条各号</u> _____ _____に掲げる措置とする。</p>

(設計者の資格)

第13条 条例第15条第1項第7号の規則で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 宅造政令第18条第1号から第4号までに掲げるもの
- (2) 略

(設計者の資格)

第13条 条例第15条第1項第7号の規則で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 政令第22条第1号から第4号まで _____ に掲げるもの
- (2) 略